

審査委員会の審査方法等について

1 一次審査（書類審査）

(1) 各委員の審査

提案団体から提出された企画書をもとに、各委員が別紙の審査基準に基づき審査を行う。各項目5段階で審査を行う。

| 評価 | 点数 |
|--------------------|----|
| 特に優れている（特に期待できる） | 5 |
| 優れている（期待できる） | 4 |
| どちらとも言えない | 3 |
| あまり良くない（あまり期待できない） | 2 |
| 良くない（期待できない） | 1 |

(2) 審査委員会の審査

ア 事業ごとにすべての審査員の審査結果がわかるように一覧表を作成する。

イ 審査項目ごとに平均点を求める。（少数第3位を四捨五入する。）

ウ 平均点を集計したものを当該事業が獲得した合計得点とする。

支援事業

| | A 委員 | B 委員 | C 委員 | D 委員 | ... | H 委員 | 平均 点 |
|-------|---------|---------|---------|---------|-----|---------|---------|
| 審査項目1 | 5 | 5 | 3 | 4 | ... | 3 | 4.25 |
| 審査項目2 | 5 | 3 | 3 | 3 | ... | 2 | 3.25 |
| 審査項目3 | 3 | 3 | 3 | 4 | ... | 2 | 3.00 |
| ・ | 3 | 4 | 3 | 3 | ... | 2 | 3.00 |
| ・ | 3 | 4 | 3 | 3 | ... | 3 | 3.25 |
| ・ | 4 | 4 | 4 | 5 | ... | 3 | 4.50 |
| 合計 | | | | | | | 30.25 |

事業ごとに
一覧表作成

(3) 通過団体の選定

事業の合計点数が原則満点の 60%以上の事業を基本に、合議により二次審査に進む事業を選定する。

満点 50 点 (60% 30 点)

30 点以上を獲得している事業でも、疑義がある事業については、合議により二次審査の候補事業としない場合もある。

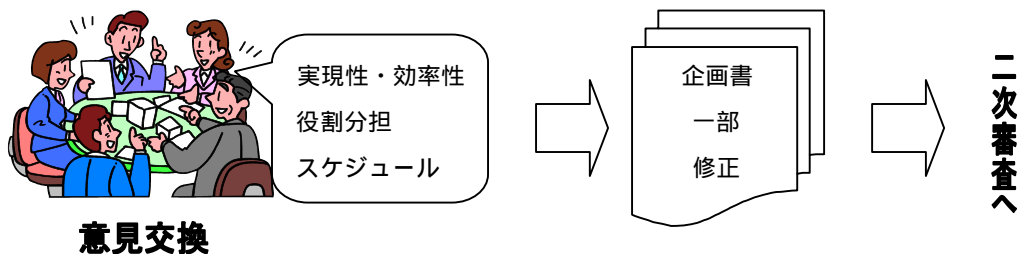
(4) 審査員は二次審査に進む事業を選定するにあたり、助言することができる。

(5) 一次審査の結果を提案団体へ通知する。(通過しなかった事業の提案団体へは、その理由を付して通知する。)

二次審査の対象事業を提案した団体は、必要に応じて区の事業関係課と意見交換を行い、事業の実現性や効率性を高めていく。

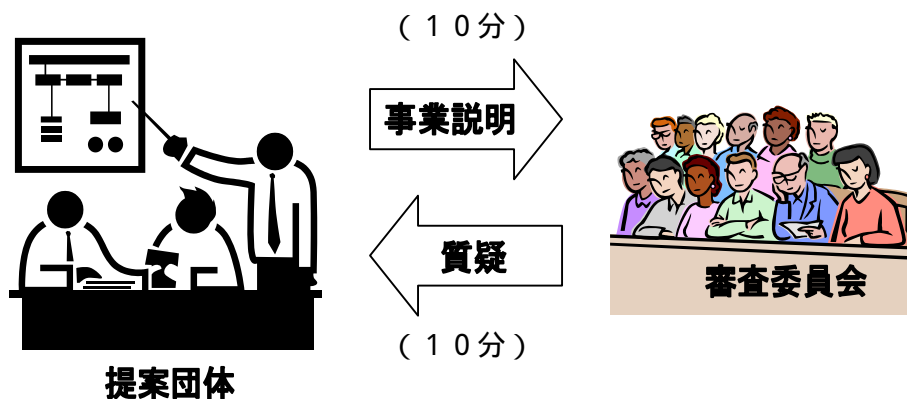
意見交換後、区事業関係課は、審査委員会に対して、二次審査の参考資料として意見書を提出します。

また、意見交換の結果、一次審査の結果を損なわない範囲で、企画書の一部を修正する場合があります。



2 二次審査（公開プレゼンテーション）

(1) 公開の場で、提案団体から事業の説明を受けたのち、提案団体への質疑を行い、各委員は必要に応じて、一次審査の審査結果（採点）を修正する。



(2) 公開プレゼンテーション終了後、非公開で一次審査と同様に各委員からの審査結果を基に、審査項目ごとに平均点を出し、平均点を集計し、合計得点を求める。

(3) 合計点数が原則満点の 70%以上の事業を基本に、予算の範囲内で、合議により区との協働事業に適した候補事業を選定する。

満点 50 点 (70% 35 点)

35 点以上を獲得している事業でも、疑義がある事業については、合議により候補事業としない、あるいは、付帯条件付で候補事業とする場合もある。